

令和3年度鳥取県立日野高等学校 聴講実施要項

1 目的

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、一般教養を高め、また基礎的な知識・技能を得ようとする社会人に対し、鳥取県立日野高等学校の全日制課程において勉学の間を提供し、生涯学習に資することを目的とする。

2 開講期間

令和3年4月19日（月）から令和4年3月18日（金）まで

3 聴講できる教科科目

下記に定める開講教科科目。ただし、本科の生徒数により聴講できない場合もある。

教科	科目（単位）
農業	草花（3）

4 聴講の方法

該当教科科目を履修する本校の生徒と同一の授業において聴講する。

5 応募資格

開講期間を通して当該教科科目を聴講できる者

6 聴講料等

- (1) 聴講料 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第3条第2項の規定により、聴講を許可された教科科目の1単位に相当する授業時間につき次の額を徴収する。

課程	金額
全日制	3,720円

- (2) 教材費等 教材費等が必要な場合は別途徴収する。

7 応募手続等

- (1) 応募期間 令和3年4月5日（月）から同年4月16日（金）まで

- (2) 提出書類等

- ・規則第10条第1項に規定する聴講許可申請書（別紙様式1）
- ・郵便番号、送付先住所、宛名を明記し、94円切手を貼った封筒（長形3号）

- (3) 応募方法 持参又は郵送により下記提出先まで提出する。

- (4) 提出先 〒689-4503 日野郡日野町根雨310番地

鳥取県立日野高等学校長宛 電話：0859-72-0365

8 選考方法及び決定

- (1) 選考基準・方法 規則第10条第2項の規定により、次の各号の基準に基づき書類により選考を行うものとする。

- ①聴講の目的が適切であること
- ②開講期間を通して、聴講できること
- ③その他、学校の指示に従うことができること

- (2) 聴講許可の決定 選考の結果、聴講を許可する場合、規則第10条第3項の規定に基づき、聴講許可書（別紙様式2）を4月18日（日）までに交付する。

9 聴講修了等

規則第10条第4項の規定に基づき、単位の認定は行わず、聴講を修了したと認められる者に対しては、規則第10条第5項に基づき、修了証書（別紙様式3）を交付する。

10 その他

校長は、聴講を許可された者が、当該高等学校の教育活動に支障等があるとして、規則第11条各号に規定するいずれかに該当するときは、聴講許可を取り消す場合がある。

(別紙様式1)

聴講許可申請書

下記のとおり貴校の全日制課程総合学科の聴講を希望します。

令和 年 月 日

申請者 (ふりがな) 氏名
住所

印

記

1 聴講の目的

2 聴講教科・科目及び単位数

3 聴講期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

鳥取県立日野高等学校長 様

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。